

議案第54号

磐田市協働のまちづくり推進条例の一部を改正する条例の制定
について

磐田市協働のまちづくり推進条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和6年6月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市協働のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

磐田市協働のまちづくり推進条例（平成21年磐田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

磐田市みんなが主役のまちづくり条例

前文を次のように改める。

磐田市は、日本のほぼ中央、静岡県西部の天竜川東岸に位置し、美しい自然があふれ、古墳時代の900基以上の古墳が現存し、奈良時代には遠江国分寺と遠江国府が置かれるなど、歴史と文化が息づき、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまちとして歩みを進めてきました。

また、このまちは、スポーツのまちとしても知られ、複数のクラブチームが活動の拠点としているほか、世界に羽ばたくスポーツ選手を輩出する環境や風土が受け継がれています。

まちづくりの歩みは、自治会や市民活動団体を中心とした取組により支えられ、近年は複数の自治会や市民活動団体で構成した地域づくり協議会を市内全域に設立し、交流センターを活動の拠点として、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。

しかし、地域を取り巻く環境が大きく変わり、市民のニーズも多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。

私たちは、このまちの自然、歴史及び文化をはじめ、心豊かに暮らせる環境や風土を、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。そのためには、まちづくりに携わる人の負担軽減を図り、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、一人ひとりが主役となって地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる多様性を受け入れた持続可能な地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

第1条中「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に、「基本理念及び基本となる事項」を「基本理念」に、「市民、市民活動団体、事業者及び市の役割」を「市の責務並びに市民、地域づくり協議会、自治会、

市民活動団体及び事業者の役割」に、「よりよい」を「より良い」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第4号及び第5号を削り、同条第3号中「市民等」を「市民、地域づくり協議会、自治会、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）」に、「自主的」を「主体的」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 地域づくり協議会 交流センターを活動拠点として、おおむね小学校区又は中学校区の地域で活動する団体及び個人で構成されている市民による組織をいう。
- (3) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (4) 市民活動団体 ボランティア団体、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）その他の営利を目的としない活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 協働 市民等及び市が、対等な立場で、信頼し合い、互いの特性を生かし協力することをいう。
- (8) 市民自治によるまちづくり 市民等が主体的に活動し、又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいう。

第3条中「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に改め、同条第1号中「相互に目的を理解し、目的意識を共有」を「市民等は、市民活動に関心を持ち、市民自治によるまちづくりに参加」に改め、同条第2号中「相互に対等な立場で」を「市民等及び市は、互いの活動の目的を理解し」に、「自主性」を「主体性」に改め、同条第3号中「相互の特性及び役割を理解し、協力」を「市民等及び市は、互いの役割を理解し、協働」に改め、同条第4号中「相互に」を「市民等及び市は、互いに市民活動に」に改める。

第10条を第13条とする。

第9条の見出し中「協働のまちづくり推進委員会」を「磐田市みんなが主

役のまちづくり委員会」に改め、同条第1項中「協働のまちづくりの推進」を「市民自治によるまちづくりの推進」に、「調査審議」を「調査及び審議」に、「磐田市協働のまちづくり推進委員会」を「磐田市みんなが主役のまちづくり委員会」に改め、同条第2項中「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に改め、同条第4項中「市民等、識見を有する者及び市の職員」を「市民等及び識見を有する者」に改め、「又は任命」を削り、同条第6項中「各号」を「各項」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に、「施策」を「事項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 市民自治によるまちづくりに対する意識の醸成及び啓発に関すること。

第8条第1項第2号及び第3号中「関する施策」を「関すること。」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 市民自治によるまちづくりを担う人材育成に関すること。

第8条第1項第5号中「、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策」を「市民自治によるまちづくりの推進に関し必要なこと。」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 市民自治によるまちづくりを行うものに対する財政支援に関すること。

(6) 市民自治によるまちづくりを行うものに対する活動拠点の支援に関すること。

第8条第2項中「前項の施策」を「前項に規定する取組」に、「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(人材の確保と育成)

第11条 地域づくり協議会、自治会及び市民活動団体は、市民自治によるまちづくりを推進する人材の確保及び育成のため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 主体的に活動を推進すること。

(2) 市民等が参加しやすい透明性の高い運営を行うこと。

(3) 市民等が主体的に活動に参加できる機会をつくること。

(4) 子供、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、その参画を推進すること。

(5) 市民活動に参加する人材の交流を促進すること。

第7条を削る。

第6条中「地域社会」を「地域」に、「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

第6条を第9条とする。

第5条第1項中「市民活動が」を「活動する分野における情報、知識及び専門性を活かし、自らが」に、「一層の推進」を「推進」に改め、同条第2項中「協働のまちづくり」を「市民自治によるまちづくり」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市民活動団体は、市民、地域づくり協議会、自治会及び事業者並びに市と連携するよう努めるものとする。

第5条を第8条とする。

第4条第1項中「地域社会の」を「地域の一員として、地域における」に、「自発的」を「主体的」に改め、同条第2項中「協働のまちづくりに対する理解を深め、市民活動及び市政に参加」を「市民活動の重要性を理解し、市民自治によるまちづくりに参加又は協力」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市民は、市が提供する市民同士の対話の場に参加するよう努めるものとする。

第4条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(地域づくり協議会の役割)

第6条 地域づくり協議会は、地域における課題の解決及び地域の魅力の向上に努めるものとする。

2 地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努めるものとする。

3 地域づくり協議会は、地域における課題を調査することにより把握し、

活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定するよう努めるものとする。

4 地域づくり協議会は、市民、自治会、市民活動団体及び事業者並びに市と連携し、地域の実情に合ったまちづくりに努めるものとする。

5 地域づくり協議会は、市民、自治会、市民活動団体及び事業者に対し活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第7条 自治会は、その自治会の区域における活動を基本とし、市民相互の助け合い、交流及び親睦を深める活動に努めるものとする。

2 自治会は、市と連携し、区域における課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 自治会は、地域づくり協議会と連携する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力を努めるものとする。

4 自治会は、その活動に関する情報の発信及び地域づくり協議会の活動に関する情報の市民への伝達に努めるものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(市の責務)

第4条 市は、市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を市民等に積極的に提供するものとする。

3 市は、市政における市民等の参加機会及び市民同士の対話の場を積極的に提供するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市協働のまちづくり推進条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>磐田市協働のまちづくり推進条例</u></p> <p><u>磐田市に集う私たちは、自然があふれ、歴史と文化の息づく、活力あるこのまちを、次の世代に引き継ぐとともに、より住みよいまち、より誇れるまちにしたいと願っています。</u></p> <p><u>私たちは、これまでもさまざまなまちづくりを実践してきましたが、社会情勢の大きな変化や市民一人ひとりの価値観の多様化により複雑化する地域社会の課題に対し、個別の取り組みや他人任せでは解決できなくなってきました。</u></p> <p><u>そのため、市民、市民活動団体、事業者及び市というそれぞれのまちづくりの主体が信頼関係で結ばれ、お互いの特性を活かしつつ、学びあい、高めあい、責任を分かちあい、協力し、まちづくりを進めていくことがより必要になってきました。</u></p> <p><u>このようなことから、平成19年3月に「協働によるまちづくりに向けての指針」を策定し、協働のまちづくりについて基本的な考え方を示しましたが、この考えをより明確にし、広く共有することが求められています。</u></p> <p><u>私たちは、協働のまちづくりの推進に関する基本理念や役割にのっとり、「自らのまちは自らの手で」を合言葉に、ともに力と知恵を出し合い、よりよい地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>協働のまちづくり</u>の推進に関する<u>基本理念及び基本となる事項</u>を定め、<u>市民、市民活動団体、事業者及び市の役割</u>並びに相互の関係を明らかにして<u>協働</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>磐田市みんなが主役のまちづくり条例</u></p> <p><u>磐田市は、日本のほぼ中央、静岡県西部の天竜川東岸に位置し、美しい自然があふれ、古墳時代の900基以上の古墳が現存し、奈良時代には遠江国分寺と遠江国府が置かれるなど、歴史と文化が息づき、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまちとして歩みを進めてきました。</u></p> <p><u>また、このまちは、スポーツのまちとしても知られ、複数のクラブチームが活動の拠点としているほか、世界に羽ばたくスポーツ選手を輩出する環境や風土が受け継がれています。</u></p> <p><u>まちづくりの歩みは、自治会や市民活動団体を中心とした取組により支えられ、近年は複数の自治会や市民活動団体で構成した地域づくり協議会を市内全域に設立し、交流センターを活動の拠点として、地域の課題解決や役員負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。</u></p> <p><u>しかし、地域を取り巻く環境が大きく変わり、市民のニーズも多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。</u></p> <p><u>私たちは、このまちの自然、歴史及び文化をはじめ、心豊かに暮らせる環境や風土を、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。そのためには、まちづくりに携わる人の負担軽減を図り、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。</u></p> <p><u>「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、一人ひとりが主役となって地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる多様性を受け入れた持続可能な地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民自治によるまちづくり</u>の推進に関する<u>基本理念</u>を定め、<u>市の責務並びに市民、地域づくり協議会、自治会、市民活動団体及び事業者の役割</u>並びに相互の関係を明らかにして<u>市民</u></p>

現行	改正案
<p><u>のまちづくり</u> <u>の</u>推進を図り、もってよりよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>協働のまちづくり</u> 市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、対等な立場で、信頼し合い、お互いの特性を活かし協力し行うよりよい地域社会づくりをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>市民活動</u> <u>市民等</u> <u>が</u>、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。 ア～ウ 略</p> <p>(4) <u>市民活動団体</u> <u>市民活動を継続的に行う団体</u>をいう。</p> <p>(5) <u>事業者</u> <u>市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人</u>をいう。</p>	<p><u>自治によるまちづくり</u>の推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地域づくり協議会</u> <u>交流センターを活動拠点として、おおむね小学校区又は中学校区の地域で活動する団体及び個人で構成されている市民による組織</u>をいう。</p> <p>(3) <u>自治会</u> <u>市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体</u>をいう。</p> <p>(4) <u>市民活動団体</u> <u>ボランティア団体、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）その他の営利を目的としない活動を行う団体</u>をいう。</p> <p>(5) <u>事業者</u> <u>市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人</u>をいう。</p> <p>(6) <u>市民活動</u> <u>市民、地域づくり協議会、自治会、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）が、営利を目的とせず、主体的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動</u>をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。 ア～ウ 略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、<u>協働のまちづくり</u>を推進するものとする。</p> <p>(1) <u>相互に目的を理解し、目的意識を共有</u>すること。</p> <p>(2) <u>相互に対等な立場で</u>、<u>自主性を尊重する</u>こと。</p> <p>(3) <u>相互の特性及び役割を理解し、協力</u>すること。</p> <p>(4) <u>相互に</u>必要な情報を提供し、共有すること。</p> <p>(追加)</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、<u>地域社会の</u>課題に対し<u>自発的に</u>取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、<u>協働のまちづくりに対する理解を深め、市民活動及び市政に参加</u>するよう努めるものとする。</p>	<p>(7) <u>協働</u> 市民等及び市が、<u>対等な立場で、信頼し合い、互いの特性を生かし協力することをいう。</u></p> <p>(8) <u>市民自治によるまちづくり</u> 市民等が主体的に活動し、又は協働により、<u>地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、<u>市民自治によるまちづくり</u>を推進するものとする。</p> <p>(1) <u>市民等は、市民活動に関心を持ち、市民自治によるまちづくりに参加</u>すること。</p> <p>(2) <u>市民等及び市は、互いの活動の目的を理解し、主体性を尊重</u>すること。</p> <p>(3) <u>市民等及び市は、互いの役割を理解し、協働</u>すること。</p> <p>(4) <u>市民等及び市は、互いに市民活動に必要な情報を提供し、共有</u>すること。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>市は、市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を市民等に積極的に提供するものとする。</u></p> <p>3 <u>市は、市政における市民等の参加機会及び市民同士の対話の場を積極的に提供するものとする。</u></p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、<u>地域の一員として、地域における課題に対し主体的に</u>取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、<u>市民活動の重要性を理解し、市民自治によるまちづくりに参加又は協力</u>するよう努めるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(市民活動団体の役割) 第5条 市民活動団体は、市民活動が</p>	<p>3 <u>市民は、市が提供する市民同士の対話の場に参加するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(地域づくり協議会の役割)</u></p> <p>第6条 <u>地域づくり協議会は、地域における課題の解決及び地域の魅力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>地域づくり協議会は、地域における課題を調査することにより把握し、活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>地域づくり協議会は、市民、自治会、市民活動団体及び事業者並びに市と連携し、地域の実情に合ったまちづくりに努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>地域づくり協議会は、市民、自治会、市民活動団体及び事業者に対し活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(自治会の役割)</u></p> <p>第7条 <u>自治会は、その自治会の区域における活動を基本とし、市民相互の助け合い、交流及び親睦を深める活動に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>自治会は、市と連携し、区域における課題の解決に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>自治会は、地域づくり協議会と連携する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力に努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>自治会は、その活動に関する情報の発信及び地域づくり協議会の活動に関する情報の市民への伝達に努めるものとする。</u></p> <p><u>(市民活動団体の役割)</u></p> <p>第8条 市民活動団体は、活動する分野における情報、知識及び専門性を活</p>

現行	改正案
<p>_____果たす社会的意義を自覚し、市民活動の<u>一層の推進</u>に努めるものとする。 (追加)</p> <p>2 市民活動団体は、<u>協働のまちづくり</u> _____に対する理解を深め、その活動の情報を広く公開し、市民等の理解及び参加の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、<u>地域社会</u>を構成する一員として、<u>協働のまちづくり</u> _____に対する理解を深め、その社会的責任に基づき、<u>地域社会</u>に貢献するよう努めるものとする。 (追加)</p> <p>(市の役割)</p> <p>第7条 市は、<u>協働のまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。</u></p> <p>2 市は、<u>協働のまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとする。</u></p> <p>3 市は、<u>市政における市民等の参加機会を積極的に提供するものとする。</u></p> <p>(市の施策)</p> <p>第8条 市は、<u>協働のまちづくり</u> _____を推進するため、次に掲げる<u>施策</u>について、市民等と協力し、取り組むものとする。</p> <p>(1) <u>市民等の意識の醸成及び啓発に関する施策</u> _____</p> <p>(2) <u>相談窓口の充実及び活動機会の提供に関する施策</u> _____</p> <p>(3) <u>情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関する施策</u> _____</p>	<p>かし、<u>自らが果たす社会的意義を自覚し、市民活動の推進</u> _____に努めるものとする。</p> <p>2 <u>市民活動団体は、市民、地域づくり協議会、自治会及び事業者並びに市と連携するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 市民活動団体は、<u>市民自治によるまちづくり</u>に対する理解を深め、その活動の情報を広く公開し、市民等の理解及び参加の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第9条 事業者は、<u>地域</u> _____を構成する一員として、<u>市民自治によるまちづくり</u>に対する理解を深め、その社会的責任に基づき、<u>地域</u> _____に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>事業者は、従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(市の施策)</p> <p>第10条 市は、<u>市民自治によるまちづくり</u>を推進するため、次に掲げる<u>事項</u>について、市民等と協力し、取り組むものとする。</p> <p>(1) <u>市民自治によるまちづくりに対する意識の醸成及び啓発に関すること。</u> _____</p> <p>(2) <u>相談窓口の充実及び活動機会の提供に関すること。</u> _____</p> <p>(3) <u>情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関すること。</u> _____</p>

現行	改正案
<p>(4) <u>人材育成、支援制度及び活動拠点の確保に関する施策</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) <u>その他、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策</u></p> <p>2 市は、<u>前項の施策</u>を実施するため、<u>職員の協働のまちづくり</u>に対する意識を高め、<u>組織体制の整備及び連携の強化を行うもの</u>とする。</p> <p>(追加)</p> <p>(<u>協働のまちづくり推進委員会</u>の設置)</p> <p>第9条 市は、<u>協働のまちづくりの推進</u>に関する事項を調査審議するため、<u>磐田市協働のまちづくり推進委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>協働のまちづくり</u>の推進に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 委員は、<u>市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱又</u></p>	<p>(4) <u>市民自治によるまちづくりを担う人材育成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市民自治によるまちづくりを行うものに対する財政支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市民自治によるまちづくりを行うものに対する活動拠点の支援に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他市民自治によるまちづくりの推進に関し必要なこと。</u></p> <p>2 市は、<u>前項に規定する取組を実施するため、職員の市民自治によるまちづくり</u>に対する意識を高め、<u>組織体制の整備及び連携の強化を行うもの</u>とする。</p> <p>(<u>人材の確保と育成</u>)</p> <p>第11条 <u>地域づくり協議会、自治会及び市民活動団体は、市民自治によるまちづくりを推進する人材の確保及び育成のため、次に掲げる事項に取り組むものとする。</u></p> <p>(1) <u>主体的に活動を推進すること。</u></p> <p>(2) <u>市民等が参加しやすい透明性の高い運営を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>市民等が主体的に活動に参加できる機会をつくること。</u></p> <p>(4) <u>子供、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、その参画を推進すること。</u></p> <p>(5) <u>市民活動に参加する人材の交流を促進すること。</u></p> <p>(<u>磐田市みんなが主役のまちづくり委員会の設置</u>)</p> <p>第12条 市は、<u>市民自治によるまちづくりの推進</u>に関する事項を調査及び審議するため、<u>磐田市みんなが主役のまちづくり委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>市民自治によるまちづくり</u>の推進に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 委員は、<u>市民等及び識見を有する者</u>のうちから市長が委嘱</p>

現行	改正案
<p><u>は任命</u>する。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前各号</u>に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u> </u>する。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前各項</u>に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>

議案第54号

【自治市民部自治デザイン課】

磐田市協働のまちづくり推進条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の目的

- ・市民がまちづくりに関心を持ち、主体的に地域活動に取り組む気運を醸成すること。
- ・市民自治によるまちづくりを推進するとともに、人材の確保と育成を図り、持続可能な地域活動を実現すること。

2 条例改正の主な内容

- ・条例の名称を、市民による自治の意識が向上するものへ改正する。
- ・基本理念に、市民等が、市民自治によるまちづくりに主体的に参加することを加える。
- ・地域づくり協議会と自治会を定義に追加し、役割を明文化する。

3 各条の構成

現行		改正案		
条	項目	条	項目	備考
	前文		前文	
第1条	目的	第1条	目的	
第2条	定義	第2条	定義	
第3条	基本理念	第3条	基本理念	
		第4条	市の責務	責務に改正
第4条	市民の役割	第5条	市民の役割	
		第6条	地域づくり協議会の役割	新規追加
		第7条	自治会の役割	新規追加
第5条	市民活動団体の役割	第8条	市民活動団体の役割	
第6条	事業者の役割	第9条	事業者の役割	
第7条	市の役割			4条へ移動
第8条	市の施策	第10条	市の施策	
		第11条	人材の確保と育成	新規追加
第9条	推進委員会の設置	第12条	委員会の設置	
第10条	委任	第13条	委任	

4 その他

- ・条例名、前文、各条文については、令和4年から令和5年にかけて6回開催した「いわたまちづくりワークショップ」で対話を重ね、市民の意見や言葉を採用した。